

予 第 155 号
平成 20 年 10 月 2 日

本 庁 各 部 局 長
議 会、 監 査 委 員 及 び
各 委 員 会 の 事 務 部 局 の 長
各 広 域 振 興 局 等 の 局 長 } 様

岩手県副知事 宮 館 壽 喜

平成 21 年度の予算編成について（通知）

国の平成 21 年度予算については、「平成 21 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成 20 年 7 月 29 日閣議了解）において、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しにより、真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行い、特に重要課題実現のために、必要不可欠となる政策経費については、政策の棚卸し等を徹底し、歳出の削減を通じて対応することとし、また、基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額についても極力抑制するとしており、多額の赤字公債を出している現状では、引き続き歳出の抑制をする予算編成が予想される状況にあります。

このような中であって、本県においては、グローバル化の急速な進展などに伴い、地域経済や県民生活を取り巻く環境も大きく変化する中、低調に推移する県民所得、回復が遅れている雇用情勢、若者を中心とする人口流出や地域の医師不足をはじめ、私たちの暮らしは、様々な危機に直面しています。

これらの危機を希望に変えていくため、平成 22 年度までに、重点的・優先的に取り組んでいく政策などを「いわて希望創造プラン」（平成 20 年 1 月）として策定したところであり、このプランに掲げた各政策目標の着実な達成に努めていく必要があります。

一方、本県の財政は、景気の低迷による県税収入の減少、近年の地方交付税の大幅な削減や、国の要請に沿って行ってきた経済対策に伴い発行した県債の償還が、当分の間、高い水準で推移すること、また、主要 3 基金の残高が大きく減少していることなどから、今後の財政運営は、依然として厳しいものが見込まれます。

こうした財政状況の中、「中期財政見通し（平成 20 年 2 月）」を踏まえつつ、岩手県集中改革プログラムに基づき、より踏み込んだ歳入確保・歳出削減策の実行など、不断の行財政改革を進めながら、「いわて希望創造プラン」を着実に推進していく必要があります。平成 21 年度予算は、その取り組みを具体化する実質 2 年目の予算となります。

したがって、来年度の予算編成に当たっては、このような財政環境を踏まえ、あらゆる角度から歳入確保の取り組みを進める一方、政策評価結果等を踏まえ、事業効果、効率性等を検証し、歳出の徹底した見直しを行うとともに、政策の優先度に応じた財源の最適配

分を図り、一層の「選択と集中」を進め、更なる創意と工夫をこらすなど、限られた財源の重点的かつ効果的な活用に努めることとしてください。

つきましては、平成 21 年度の予算編成に当たっては、次の事項に十分留意されるよう、通知します。

記

- 1 財政運営の健全化を推進するため、中期的な財政見通しの下に、より徹底した歳入の確保及び歳出の削減など、不断の行財政改革に取り組むこと。
- 2 歳入については、厳しい財政状況を踏まえ、あらゆる角度から歳入確保を図る観点から、地方交付税や県税収入など一般財源の確保に努めるとともに、使用料・手数料の見直し、未利用資産の処分、収入未済額の解消など、積極的に歳入確保に努めること。
- 3 歳出については、歳入に見合った規模となるよう、引き続き歳出の抑制を図るとともに、「政策の選択と集中による行財政資源の配分」が可能となるよう、政策的な経費については、全庁的な調整の下、政策の重点化を図ること。
- 4 平成 21 年度の施策の企画立案に当たっては、次の点に配慮すること。
 - (1) 「いわて希望創造プラン」を着実に推進する成果重視の観点から、政策評価や事務事業評価の過程で分析、検証した内容を十分に活用し、その結果を踏まえつつ、より戦略的に検討を進めること。
 - (2) 県政懇談会における提言等、県民の要請を十分に検討すること。
 - (3) 地域課題に対応した施策を可能な限り反映させるよう、広域振興局等との協議・調整を十分に図ること。
- 5 公共事業については、「いわて希望創造プラン」の「6本の政策の柱」を支える基盤（土台）としての観点から重点化を図ること。
- 6 予算要求に当たり、留意すべき事項は、次のとおりであること。
 - (1) 当初予算は、年間予算として編成することとし、補正予算は、法令若しくは制度の改正等その後生じた特別の事由に基づくものに限定すること。
 - (2) 予算要求に当たっては、要求・調整基準を設定するので、所管の予算について部局内で十分検討、調整を行い、年間を通じて適切かつ円滑な執行が確保されるよう配慮すること。

- (3) 「政策等の評価に関する条例」に基づき実施した政策評価における「寄与度」や「優先度」について、十分に議論、検討のうえ、評価結果を踏まえ、政策の優先度に応じた重点化を図るとともに、効率的な事務・事業の実施とすること。
- (4) 新規施策に要する経費については、全ての事務・事業の見直しにより、効果の低い事業は廃止するなど、施策や事業の徹底した見直しを行い、財源を振り替え対応するよう努めること。
- (5) 近年、予算の繰り越しや不用額が多額になっていることから、予算調整に当たっては、事業毎に年度内に執行可能な事業量を十分に検討のうえ、多額の繰り越しや不用額が生ずることがないように特に留意すること。
- (6) 部局横断的な行政課題については、総合的・横断的な推進を図るため、あらかじめ関係部局において関係する施策の協議・調整を行い、当該施策の機能分担と体系化を図ること。